

各種委員会の構成及び選出方法についての内規

- 1 各種委員会は次のとおり設置する。
 - (1) 検討委員会
 - (2) 強化委員会
 - (3) 定時制通信制委員会
 - (4) 広報委員会
 - (5) 傷害見舞金審査会
- 2 委員会の構成は委員長及び委員とし、委員の人数は次のとおりとする。
 - (1) 検討委員 5名
 - (2) 強化委員 10名
 - (3) 定時制通信制委員 7名「該当各校（定時制課程・通信制課程別）より、代表1名」
 - (4) 広報委員 3名
 - (5) 傷害見舞金審査委員 5名
- 3 委員長は副会長の中から会長が委嘱する。ただし、定時制通信制委員会の委員長については当年の定通総体主管地区の該当校校長に委嘱する。
- 4 委員は加盟する学校の教職員から会長が委嘱する。

附則 平成17年2月22日 一部改正（強化委員人数）

平成18年4月28日 一部改正（定時制通信制委員人数）